

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成三十年三月十三日に県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司